

# 2006 年度定期総会議案書

## 大阪外国語大学教職員組合 2006 年度定期総会

日時：2006 年 7 月 22 日（土） 午後 2 時半～5 時半

会場：阪急北千里駅前 ディオス 1 番館 2 階 第 3 集会室

（阪急北千里駅下車徒歩 1 分、北千里郵便局の上階）

- 議題：1. 2005 年度活動総括・2006 年度活動方針
2. 2005 年度決算・2006 年度予算
3. 新役員の紹介
4. その他

※ 総会終了後、懇親会を予定しています。どうぞご参加ください。

大阪外国語大学教職員組合

Labor Union of O.U.F.S.

## ■ も く じ ■

はじめに	p. 2
活動の総括	
(1) 阪大との再編統合問題	p. 3
(2) 賃金問題	p. 7
(3) その他の交渉事項	
1. 今年度獲得した事項	p. 8
2. 三六協定	p. 9
3. 組合事務室問題と教員の時間報告問題	p. 9
4. 入試手当問題	p.10
5. 高年齢者雇用安定法について	p.10
6. 交渉について	p.11
(4) 組合の組織活動	
1. 組合員拡大の取り組み	p.11
2. レクレーション	p.12
3. 文集	p.12
2006年度の活動方針	p.13
会計報告(決算/予算)	別紙
監査報告	別紙
付録1:2005年度組合の活動記録	p.15
付録2:2005年度統合問題の流れと組合の活動	p.23
付録3:平成17年度時間外労働実態表	p.27

## はじめに

この一年は大阪外国語大学教職員組合のみならず大阪外国語大学そのものにとって未曾有の一年であった。

それは1921年以来の90年に垂んとする本学の歴史に終止符を打とうとする一年であった。

我々のなにながそうさせたのか、我々のどのようなあり方がそうさせたのか。我々のどのような欠陥がそうさせたのか。我々は果たしてどこかでそれを望んだのであろうか。

今改めて振り返って見るに、大きな力が外から加えられていたのであろうが、我々に最も欠けていたのは自由な思考と揺らぎない姿勢、そしてそれに基づく闊達な議論と力強い連帯であったのだといえよう。

これからの一年は吸収合併に伴う労働環境の点検、外国語学部の教職員組合としてのあり方の検討を迫られるであろう。

さらなる連帯を訴える所以である。

大阪外国語大学教職員組合委員長

佐々木 猛

## 活動の総括

### (1) 阪大との再編統合問題

#### 1. 阪大との統合問題にたいする組合の姿勢と取り組み

##### 1.1 統合問題にたいする組合の立場

組合員の中には統合に賛成する人も反対する人もいるので、組合としてはいずれか特定の立場には立たないことを前提とし、あくまで構成員主体の民主的な手続きをとることを当局に要求し続けた。具体的には、①情報の開示、②オープンで民主的な意見交換の場を保障し、③構成員の意思を問うことで統合の是非を決定するということである。

当局は統合問題は経営に関する事項であるという立場から、役員会に決定権があると強調した。しかし、このような大学の運命を変える重大な問題については、役員会の決定権はあくまで形式的なものにすぎず、大学構成員にこそ決定権限があるのであり、民主的な合意形成を怠ってはならないと組合は主張してきた。当初、統合案の作成から学内意見聴取にいたるまで、閉鎖的かつ構成員を分断するような方法しかとらなかった当局も、次第に説明会の開催などによって、学内の意見聴取を始めるようになった。

##### 1.2 具体的な取り組み

組合の統合問題に関する具体的な取り組みとしては、以下のものがあげられる。

###### ①申し入れ・学長面談

統合問題の各局面において、当局に対して文書による申し入れや学長との直接面談を行った。

###### ②学内説明会開催の要求

当局は、しばしば「知っていることはすべて知らせている」と言明しながら、時には「知らさずに批判を受けるのは覚悟の上」という開き直った発言もあり、実際のところ、構成員が知りたい、また知るべき情報が当局から詳細かつ正確に伝達されることはほとんどなかった。組合からの再三の要求もあり、11月半ば以降は数回にわたる当局主催の説明会が開催されるようになった。また、組合の要求によって開かれた若手教員対象の説明会で参加者全員が率直な意見出し合うことができた。しかし、それらの機会も決して十分とはいええず、構成員の意見を十分に汲み上げず、必要な情報も与えない当局への不信感が高まる一方となった。阪大との交渉が進むにつれ、阪大構成員と本学教員との個人的接触も活発になり、実際に重要な情報は裏から個人を通して流れることも多かった。組合が、大学間交渉のあり方として、信頼に耐える情報を真正面から提供するよう要求しても、その効果には限界があった。

###### ③意見交換の場の提供

組合独自の集会の開催や、組合HPの掲示板の活用などを通し、学内構成員の意見交換を促

した。昨年秋当初、統合問題に関する具体的情報や意見交換の機会が、当局によって最低限度にも保障されなかった時期に、組合では緊急集会を開き（10月20日）、神戸大学と統合した旧神戸商船大学の先生を講師に招き、講演会を行った。また同時に、当局から示された大学の財務事情に関する情報を、組合独自の方法で洗い直し、より客観的視座からの大学財務分析を提案した。この日は50名を超える参加者があり、夜遅くまで統合についての忌憚ない意見交換がなされた。

また、組合HPでは掲示板への投稿を構成員に強くアピールし、10月、11月には多くの構成員が掲示板へ自分の意見を書き込んだり、情報交換に利用してもらった。しかし、阪大の連絡協議会メンバーが外大に乗り込み、移籍調査などが行われるようになった12月ごろから、掲示板の活用頻度は減り始め、12月末に統合が新聞で報道された頃からは、まったくといっていいほど静かになってしまった。

#### ④情報のフィードバック

当局との面談などの結果を、メール配信によって即時に構成員を共有した。特に組合員・非組合員の違いなく組合が発信できる「kahansu通信」を、学内情報共有のための有用なツールと位置づけ、最大限に活用するよう努めた。

#### ⑤統合の是非をめぐる学内投票

構成員の意思を直接問うことを当局が避ける姿勢を示したため、統合推進合意書締結直前の3月17日に組合独自の投票を行った。結果は投票総数96票にたいし、賛成21票、反対64票、白票11票であった。この結果と、同時に寄せられた多くの意見は、直ちに学長に手渡すとともに、構成員一人一人の意志に対して、当局が真摯に向き合っただけでその意向をしっかりと汲み、決断するよう強く要望した。

## 2. 当局の態度

当局の態度は以下のように曖昧かつ矛盾を含んだものであった。

### 2.1 強行突破はしないという約束

一方では、学長は「強行突破はしない」ということを繰り返し発言した。つまり、「統合に関しては必ず全員の賛同を得る形でしか行なわない」と普段から学長は明言しており、「私には構成員全員の顔が見えている」という発言もあった。

### 2.2 情報の制限

しかし、実際の当局の行動のベースにあったのは、法人化以後は大学の意思決定権限は役員会にあるという考え方であった。統合の交渉に関わったのはごく一部の人間に限られ、そこでの情報も決して積極的に開示されたりはしなかった。そのため、情報は交渉に関わった人から個人的なルートを経て限られた人に伝わるか、あるいは当局を経ずに個々の教員が阪大との個人的ルートを通じて情報を得るといった異常な事態がしばしば出現した。また、当局は事務系職員に対する説明会や意見聴取を行うと言いながら、結局そのような機

会を一度も設けなかった。

### 2.3 学長のリーダーシップ

学長のリーダーシップもまた希薄であった。学内説明会においても、フロアからの質問に対して学長が責任を持って応答するという姿勢はあまり示されず、関係者に答えさせ、学長は仕切り役に回ることがほとんどだった。細かい事情は関係者が説明するにしても、そのことについて学長がどのような責任をもって臨むのか明確にされるべきであったが、そのようなことはほとんどなかった。また、フロアからの挙手があるにもかかわらず、時間が来たということで説明会を打ち切るということも何度かあった。時間をかけて構成員に十分説明するという姿勢が希薄であり、説明会の場から逃れたいという態度が露骨にあらわれるのもしばしばであった。

### 2.4 さまざまな押し付け

強行突破はしないといいながらも、当局の決定を構成員に押し付けることもしばしばあった。まず2005年9月には国際文化学科の分属が、事前の意見聴取も合意形成もないままに、いきなり言い渡された。また、年が明けてからは、自分の移籍希望通りに行かない教員に対して大学当局から個別に説得が行なわれた。組合からは、教員を個々に分断して説得するのではなく、もっと全体場で議論するように要求したが、最後まで十分に改められることはなかった。

### 2.5 最終決定

組合の投票結果からも分かるように、3月の段階で統合に反対する意見はかなりあった。しかし、大学当局は「統合を推進するという合意を阪大と行なった」ということであり、「反対意見を押し切って統合を最終的に決定したわけではないので強行突破には当たらない」という論理で、事実上の統合決定を行なった。学内の大勢もそれをやむなしと受け止め、統合推進の手続きに忙殺されるようになった。

## 3. 統合の背景

### 3.1 財政問題

大阪外大は全国の国立大学の中でも財政状況が悪い方であり、もはや単体では立ち行かないということがしばしば問題とされた。当局の側からは、「統合が持つべき積極的理念などは後から考えざるを得ないのであって、このままでは外大は財政的につぶれてしまう」、「このままの財政状況では文科省が許しても、総務省がゆるさない」、あるいは「財政面を考えれば、今が阪大に対して売り頃」などという発言が聞こえてきた。ただし、統合した場合としなかった場合とで財政状況はどう違ってくるのか、具体的なシミュレーションが提示されることは最後までなかった。大阪外大が単体で立ち行くものなのかどうなのか

は、構成員の中でも色々見方が分かれていた。

### 3.2 大学再編の全国的な流れ

国の財政問題もあり、現在全国では国立大学の統合を積極的に推し進める流れが出来ている。当局が国からの圧力や支援をどの程度受けていたのかは不明であるが、統合を進めないとならまるといふ趣旨の発言はしばしばなされていた。当局は一方では強行突破はしない、構成員の意思は最大限尊重すると言っておきながらも、客観的にそうするだけの余地がなく、統合への既定路線が既に敷かれていたとも考えられる。

## 4. 反省すべき点

組合は統合問題が浮上した当初から、前述のようにその賛否について特定の立場に立たないものとし、あくまで民主的な手続きの徹底を訴え続けた。しかし、さまざまな局面で、組合が統合そのものに反対しているという誤解をしばしば受けていた。特定の態度を鮮明にしなかったために、中途半端であるような印象を一部に与えたかもしれない。これらは組合の立場をより分かりやすく、繰り返し構成員に説明し理解を得ることを怠った結果といえる。

また、当局が事務系職員に情報を開示せず、意見聴取の機会を持たない中、組合がより積極的に事務系職員の声を集め、当局への働きかけに反映させるべきであった。

昨年秋頃には、緊急集会やHPの掲示板が学内の活発な意見交換の場として貢献し、構成員のさまざまな意見の集約をもって当局との面談を行うことができた。しかしその後、学内気運は急激に沈静化し、構成員はさまざまな疑問と不満を共有しながらも、一致団結してそれらの解決のために行動を起こすことはなかった。これは、構成員の意思をまとめ、情勢を変える力を組合が十分に持っていなかった結果でもあろう。

当局との関係については、当初組合または学内意見を無視するかのような姿勢であったのが、その後繰り返し面談を行ったり申し入れへの回答をするなどの改善がみられた。しかし、振り返ればこれらは決して学内民主主義の尊重などというレベルのものとはいえず、悪く解釈すれば、大学法人化のもと文科省と法人が一丸となって大学統合を強力に進める中で、学内世論の反発を回避するためのポーズであったのではないかとの懐疑的な印象が拭い得ない。

結果として、民主的意思形成のための組合の働きかけは実を結んだとはいえない。しかし今後も統合準備による過剰な労働負担や統合による労働条件の不利益変更など、現在危惧されている諸問題について、引き続き解決に向けて取組んでいかねばならない。

## (2) 賃金問題

今年度の賃金問題をもたらした原因は、平成 17 年の人事院勧告にあります。17 年度人勧には性格の違う二つの勧告が含まれていました。したがって、今期の賃金問題は、2005 年 12 月に起こった賃下げ問題と、2006 年 4 月の制度変更を伴う給与構造改革問題に分けて検討する必要があります。

### 1. 平成 17 年度の賃下げ問題 (kahansu 通信第 12 号、第 13 号、第 15 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号参照)

組合は、17 年度の賃金改定について、人事院勧告に連動した職員賃金の一方的な引き下げを行なわないことを団体交渉事項として申し入れました。この申し入れに対し 11 月 14 日、総務課長から「大阪外国語大学における給与改定について」の提示と説明がおこなわれ、11 月 30 日まで断続的に交渉をおこないました。経過と考え方は上記の kahansu 通信第 15 号で全面的に明らかにしていますが、問題の核心を一言で言えば、「0.3%の賃金引下げ」が 12 月 1 日に実施されたことです。賃金引下げを実質的におこさない方法は、他大学で実際におこなわれたように、いくつかの方法で可能でした。しかし、本学は、自主的に考える姿勢をまったく示さず、学長を含む役員会が労働法についての基礎知識をもたず、「人事院勧告準拠」を論拠として、違法な賃金引下げを実施しました。

### 2. 平成 18 年度給与構造改革問題 (kahansu 通信第 36 号、第 37 号、第 40 号、第 41 号、第 43 号、第 44 号、第 45 号、第 46 号、第 47 号参照)

平成 18 年度給与構造改革の交渉経過については、kahansu 通信第 44 号にまとめています。職員にとって生活設計の変更を余儀なくされる「給与規程の改正」「退職手当規程の改正」などの重大な労働条件の変更であるにもかかわらず、大学側の対応が不十分で協議を尽くしたとはいえ結果となりました。

2 月 7 日、大学が作成した「平成 18 年度給与構造改革の実施について」の説明があり、  
1. 18 年 4 月 1 日から給与水準を平均約 4.8%引き下げ、新俸給表への切替を行う。新俸給表の適用により給与が減額する者には現俸給額と同額となる差額を支給する。  
2. 現行の調整手当を廃止し、地域手当を 18 年 4 月 1 日から新設する。  
3. 19 年 1 月 1 日実施を目途に特別昇給と普通昇給とを統一本体化し、昇給期日を毎年 1 月 1 日に統一する、の 3 点が提示されました。

これに対して組合は、1. 労働者過半数代表者の意見書を添付せずに労働基準監督署に就業規則の改定を提出した問題の謝罪要求 (2005 年 12 月 20 日付け「平成 17 年度給与改定」労基署届け出への抗議について) を重ねて表明。2. 平成 17 年度の賃金改定で、大学は不利益変更をおこなったが、今回の改定では不利益変更をおこなわないこと。3. 過半数代表支持者に 18 年度賃金問題を説明できる十分な時間を保障し、今後は毎年 2 月に次年度の賃金交渉を開始する制度設計を提案しました。また 18 年度賃金問題についての全学説明会開催を要求しました。

大学は詳細説明や制度上の説明は次回以降に予定していると弁明し、新俸給表の提示もなく、根本問題である平均 4.8%の賃金引き下げ理由の説明もありませんでした。その後 1 ヶ月、この問題を放置し、3 月 15 日になってやっと 2 回目の交渉が設定されました。2 回目の説明により、人事院勧告とまったく同じ給与表による給与改定であることが明らかとなったため、組合は、3 月 22 日「2006 年度賃金・待遇改善要求」を提出して、28 日と 29 日に交渉を実施しました。

平成 17 年度の賃下げ問題と同様に、今回も労基法上の最低限のルール（当事者責任のある理事の出席、使用者（大学）は労働組合との団体交渉を通じて労働条件を決定する、労働条件の周知徹底義務など）の理解を欠き、「人事院勧告準拠」を絶対視する姿勢に終始しました。

4 月 3 日学長は、給与改定について 1. 社会的に大学に対し厳しい評価があり、大学支援の声はない。2. 法人設置者である総務省・文科省の意向がある。3. 本学の人件費比率の高さの 3 点から人事院勧告準拠、人件費抑制方針に従わざるを得ないという見解表明をおこない、4 月 6 日それまで拒否していた「平成 18 年度給与構造改革の実施について」の全学説明会を開催しました。

4 月 13 日組合は、不利益変更である「平成 18 年度給与構造改革」の実施に異議を表明したうえで、この間の団体交渉と意見交換とによって合意に達した事項を 10 項目にまとめました。整理した 10 項目について、大学に文書確認を求め、賃金・待遇改善の前進を図りました。

この過程で積み残した課題は、1. 「平成 18 年度給与構造改革」について、教授・助教授・講師、事務職員（6.5.4.3 級）別のモデル表示を行なうなど、わかりやすい広報を実施する。2. 現時点で作成されていない 5 段階（極めて良好、特に良好、良好、やや良好でない、良好でない）の評価基準について、組合と協議する。3. 「職員の次年度の賃金改定の協議は、毎年 2 月から開始し、賃金改定は労使交渉を通じて決定する」旨の文書確認をおこなう。4. 大阪外国語大学の人員・年齢構成をふまえた自主的賃金制度の設計を組合と協議する。5. 事務職員が、少なくとも 7 級退職となるよう本学の昇格基準を組合と協議して検討する。の 5 項目です。これらは、引き続き追求していきます。

### （3）その他の交渉事項

#### 1. 今年度獲得した事項

○キャンパスクリーンデーの実質廃止（8 月 15 日「キャンパスクリーンデー廃止の申入れ」）

○昼休み開始時間を 12 時に変更（2006 年 6 月 1 日から実施）

○事務補佐員の夏季特別休暇（2005 年度・2006 年度実施）

○事務補佐員の継続雇用

○事務補佐員の常勤職員採用の制度設計

9月15日組合は、新たに1.賃金改定ならびに人事制度改定する場合の年次サイクルを明確にし、今年度の人事院勧告に連動した職員賃金の一方的な引き下げを行わないこと。2.「高年齢者雇用安定法」について、早急に協議をはじめること。3.現行の「身上調書」を人事異動希望調書に変更し、人事処遇についての希望調書という趣旨を明確にすること。の3項目を加えて交渉を申し入れました。しかし、前年度よりは労使関係が改善されたとはいえ、要求項目についての団体交渉は遅々として進みませんでした。

交渉を打開するため、2005年10月27日に「団体交渉事項の整理」を提出し、12月20日、再度「団体交渉項目の整理などの申入れ」をおこないました。そのような状況のなかで、今期、特記すべきことは、事務補佐員の待遇改善・雇用にかかわる問題が大きく前進したことです。事務補佐員の継続雇用問題と常勤職員採用の制度設計については、約束を完全に履行させるために更なる交渉が必要です。また、解決していない要求課題については、次期の活動方針に組み入れ、引き続き粘り強く交渉していきます。

## 2. 三六協定（時間外労働及び休日労働に関する協定）

三六協定は1年間の協定ですから、2006年3月末で期限切れになるのは自明のことです。困るのは大学側なのに、今年もぎりぎりになって提案してきました。組合は、鍵の授受簿の閲覧を要求し、その資料から三六協定違反の疑いが出たため、職員の生活と健康を確保できる改善策、業務に偏りがある部門の検証を求めました。また、「休日労働の1ヶ月2回まで」という解釈について、大学は「振替」を実施した場合の土・日勤務は休日労働に当たらないという理解をしていますが、「振替」をしても休日労働としてカウントすべきだと要求しました。

4月3日、大学は昨年と同様の事務職員の1日当たりの時間数を4時間、協議内容確認書に「振替えの有無にかかわらず、本来の休日である日の労働は1ヶ月2回を限度とすることを原則とする」の項目を付け加えた協定書を準備してきました。しかし、改善策への明確な回答がないので、有効期間を3ヶ月（6月30日まで）にして協議を続けることとしました。

7月からの更新にあたり、大学から月45時間はそのまま、1日の許容時間を6時間に引き上げることを検討してほしいとの提案がありました。1日の許容時間を4時間から6時間に引き上げる必要理由を大学に求め、過半数代表支持者に意見聴取をおこないました。

1日6時間についての反対意見が寄せられたこともあり、最終的にはこれまでどおりの1日4時間、1ヶ月45時間、年間360時間（事務職員）、2007年3月31日期限の協定を6月29日に締結しました。

## 3. 組合事務室問題と教員の時間報告問題（kahansu 通信第1号、組合ニュース第2号参照）

法人化後の労使交渉の障害となっていた組合事務室問題と教員の勤務時間報告問題に、ひとまず決着がつかしました。しかし、月1900円の光熱水費の支払いについては、大学に見直しを提起して、実使用料への変更をもとめる必要があります。月1900円の内訳には、大

学が支払っている電気基本料を面積比から算出した基本料相当分が含まれています。基本料相当分の算出根拠は、大学が支払っている電気基本料（月 205 万 50900 円）から 1 m<sup>2</sup>当たり 33 円を算出し、組合事務室の 35 m<sup>2</sup>を掛けて、35 m<sup>2</sup>×33 円＝1155 円が基本料相当分として加算されています。

8 月 4 日に締結した教員の時間報告の労使協定は、あくまで健康管理のための「裁量労働制における勤務状況の把握方法」です。教員の土・日勤務の取り扱いや事業所外勤務などの諸問題については今後の問題となっています。大学教員の労働時間制度についての考え方を、裁量労働制の問題を含めて整理し、本組合の方針を確定することが課題です。

#### 4. 入試手当問題（組合メルマガ第 5 号、組合ニュース第 4 号参照）

今年度の入試業務の取り扱いについて、大学から具体的提案が 9 月 16 日に示され、大卒での合意を 21 日取り交わしました。（「平成 17 年度個別学力検査業務に係る職員の勤務条件に関する覚書」「使用者と教職員組合との協議概要」）

合意内容は、1. 入試業務のうち、教員が行う出題、面接、採点業務については、ポイント制による謝金を支給する。2. 入試実施日が土日の場合、試験監督及び試験事務については、すべて週休日の振替を行うとともに、ポイント制による謝金を支給する。3. ポイントの算出方法の細部とそれに基づく単価については、10 月 8 日までに協議し合意をめざす。4. 10 月 9 日（日）及び 11 月 20 日（日）の教員の試験監督については、振替対象期間内に祝日が含まれ教員については振替困難な者が発生することが予想されるため、平日の 35% 割増である休日給を支給する。という内容です。確認事項として、1. 土日出勤の負担を軽減するため、教室当たりの試験監督者数、試験警備の方法、学生アルバイトの活用などの負担軽減措置を検討する。2. 入試業務予算は昨年実績を根拠にしているが、根拠のない予算枠なので、検定料からの配分などを含め、法人化後の入試業務のあり方について組合と協議を継続する。3. 週休日の振替は、教員については教育・研究に支障のないよう、事務系職員については当該部課の業務に支障のないように最低 2 週間前に告知すること。の 3 点です。

今年度の入試手当について、昨年度の合意事項の点検と検討をおこない、早急に協議を開始します。

#### 5. 高年齢者雇用安定法について（kahansu 通信第 41 号、第 42 号）

「高年齢者雇用安定法」の改正により、平成 18 年 4 月 1 日から、年金支給開始年齢の段階的引き上げにあわせて、65 歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置を講ずることが義務付けられました。

組合は、2005 年 9 月 15 日付け団体交渉申し入れ書により、「高年齢者雇用安定法の改正に伴い事業主に課せられた措置を講じるため、早急に協議をはじめること」を提起し、その後も再三にわたり協議開始を申し入れてきました。継続雇用制度を導入する場合は、労使協定により導入することが必要です。また、就業規則による経過措置が許されるのは「事

業主が労使協定のために努力したにもかかわらず協議が調わないとき」に限ります。現状は、どのような措置もとられておらず、本来ならば2007年退職予定者に意向を打診する時期がきています。

3月28日大学は、「継続雇用制度の導入を考えている。その基準作りを組合と協議していきたい。希望者全員を雇用することは本学の財政事情から出来ない」と表明しています。継続雇用の「基準」が組合員の納得できるものになるように、交渉をすすめます。

## 6. 交渉について

この2年間、使用者である大学当局と組合との間に「信頼関係」が成り立たず、法人化後の負の遺産ともいえる組合事務室問題が、団体交渉の障害となっていました。

しかし、今年度に入り、学長自ら「労使の信頼関係を築くのは私の信念」と交渉の場で言明したこともあり、労使間の意見交換や団体交渉の場がより頻繁に持たれるようになりました。また、原則として団体交渉を勤務時間内におこなうことも、今期になって実現しました。

組合として、労働法や団体交渉の在り方などに習熟することが、今後ますます必要です。

学長懇談についても、昨年までは懇談内容や参加人数について制限を加えてきました。今年度は、阪大との統合問題で法人の長である学長の考えを直接聞き、学内構成員のさまざまな意見を直接伝えることを重要な課題と考え、学長との直接面談を5回おこないました。団体交渉とは別に、労使間の対話のパイプの1つの形式を確立したことは重要です。今後も局面に応じて学長懇談を十分に活用していきます。

### (4) 組合の組織活動

#### 1. 組合員拡大の取り組み

これまでは、例えばある時期に組合員拡大キャンペーン期間を設定し、執行委員全員が分担して組合未加盟者のところを回り、資料を配布し勧誘するといった取り組みを行ったり、法人化の時期には、事務補佐委員を対象に組合費免除を掲げて集中的に加入を勧めたりして、相応の成果をあげた。

しかし今年度は、組合員拡大に関して、取り立てて報告できるような活動を行うことができなかつた。今年度執行部が始動してすぐに、阪大との統合問題が具体化し、その後現在に至るまでこの問題に組合活動の多くを費やさなければならなかつたのが、その主な理由である。統合問題で学内で大きな動きがある中、若干名の教員が自発的に組合に加入してくれたり、また新任教員への勧誘は行ったものの、同時に退職などによって組合員数が減少したことも見過ごせない。組合組織の拡大強化のためにより集中的に勧誘活動を行うことができなかつたことは、十分に反省しなければならない。

今後は、阪大との統合による組織や労働環境の流動化の中で、労働組合として十分に対応する体力を作るために、教職員全体を対象に、より積極的な勧誘活動を行う必要がある。

## 2. レクリエーション

2005年度教職員組合親睦旅行 「冬の京都でほっこり、ゆったり」

本年度の親睦旅行は、以前の企画を参考に、「美食」と「体験」を組み合わせたものを企画した。

12月10日(土)、京都の北、琵琶湖疎水横の蹴上駅に集合し、南禅寺「順正」で、湯豆腐懐石の美食を楽しむ。人気店とあって、時間制限あり、慌ただしく次々と運ばれてくる料理の説明もあまりなかったが、離れ座敷一室を借り切り、初冬の日差しが入るなか、伝統の湯豆腐に舌鼓をうった。夏、秋から統合問題でなかなか落ち着いた時間がとれなかった組合員にとって、暖かく美味しい料理で語りあい、くつろいだり好い時間となった。

「体験」企画は、京都ハンディクラフトセンターで、木版画と木目込み人形にトライする。細かい材料がいろいろ置かれていた木目込み人形は、集中力を要する細かい作業、皆黙々と手先を見つめている。木版画班(?)は、簡単そうに見えて、なかなかお手本作品のようにはうまく出来ない。「え?」「なんで?」「あれ!?!」と賑やかな声があがり、対照的な作業場となった。

かつてのような、一泊二日のバス旅行は、日程・予算がともに許さなかったが、「美食」と「体験」をとおして、組合員の交流をはかるのは、日帰り旅行でもじゅうぶん出来、忙しい日々のなか、息抜きができた一日であった。

## 3. 文集

第10号を発行した。本文33ページの小冊子となった。5名の教員の寄稿からなり、退職教員2名からは外大での思い出を綴っていただいた。職員からの寄稿がなかったのは残念である。次年度は広い範囲に呼びかけ、もっと多くの組合員からの寄稿を期待したい。

## 2006 年度の活動方針

### 2006 年度の重点課題

- ・ 阪大との統合に伴う就業規則の不利益変更を認めない。
- ・ 阪大との統合に伴い、組合組織をどのように構成するかを検討する。
- ・ 高年齢者雇用安定法の施行に伴い、継続雇用の「基準」交渉に取り組む。
- ・ 教職員の勤務評価方法について、組合員の納得のいく評価基準づくりに取り組む。
- ・ 事務補佐員の雇用継続、事務補佐員の常勤職員採用の制度設計を実行させる。

#### (1) 学内の民主主義と情報公開を徹底する取り組み

- ・ 前年度、とくに統合問題に関して組合の再三の申入れにもかかわらず、民主的な意思決定ルールが無視され、情報公開が実行されなかった。今後学内の民主主義が徹底されるよう、引き続き取り組みを続ける。
- ・ 財務諸表を分析し、教育研究の目標にふさわしい大学予算かどうか検討する。
- ・ 法人化後はじめての学長選挙を、学内の民主主義を尊重して実施すること。
- ・ 役員会資料等を組合へ提供すること。

#### (2) 労働条件の改善を目指す取り組み

- ・ 2007 年 1 月の賃金から適用される 5 段階（極めて良好、特に良好、良好、やや良好でない、良好でない）の評価基準について、組合と協議する。
- ・ 「職員の次年度の賃金改定の協議は、毎年 2 月から開始し、賃金改定は労使交渉を通じて決定する」旨の文書確認をおこなう。
- ・ 大阪外国語大学の人員・年齢構成をふまえた自主的賃金制度の設計を組合と協議する。
- ・ 事務職員が、少なくとも旧 7 級退職が保障される昇格基準を組合と協議する。
- ・ 所定労働時間を短縮し、職員の昼休み休憩 60 分を早期に実現する。
- ・ 入試手当について、昨年度の合意事項の点検と検討をおこない、早急に協議を開始する。
- ・ 大学院手当の支給方法を見直す。
- ・ 教員の教育研究に要する諸雑費について、「立替払い」の方法を検討する（1. 学会への参加費・資料費 2. 図書の購入 3. 緊急の消耗品購入については、生協で購入する制度整備をはかる）。
- ・ 現行の「身上調書」を人事異動希望調書に変更し、人事処遇についての希望調書に変更する。
- ・ 学校教育法改正に伴う准教授・助教の導入について協議する。

#### (3) 組合の組織の発展に関する取り組み

- ・ 組合員拡大に向けて取り組む。
- ・ すべての組合員が組合活動に携わるために、執行委員の選出方法を抜本的に再検討する。

- ・ 大学教員の労働時間制度についての考え方を、裁量労働制の問題を含めて整理し、本組合の方針を確定する。
- ・ 組合事務室の光熱費の見直しを求め、来年度から月額 800 円を提起する。

## 付録 1 : 2005年度組合の活動記録

### 2006 年

- 7月7～13日 2006年度執行委員選挙
- 7月6日(18:00-) 第12回執行委員会開催
- 6月30日 [kahansu通信第51号](#)発行
- 6月29日 労使協定「時間外労働及び休日労働に関する協定書」
- 6月29日 労使協定「時間外労働及び休日労働に関する協定についての協議内容確認書」
- 6月26日 [kahansu通信第50号](#)発行
- 6月20日 [kahansu通信第49号](#)発行
- 6月19日 [組合ニュース第14号](#)発行
- 6月15日 [kahansu通信第48号](#)発行
- 6月13日-19日 選挙管理委員選挙
- 6月12日 [組合ニュース第13号](#)発行
- 6月8日 第11回執行委員会開催([組合ニュース第13号](#)に詳細記事)
- 6月8日 第38回書記局会議開催
- 5月30日 第37回書記局会議開催
- 5月25日 [kahansu通信第47号](#)発行
- 5月25日 [組合ニュース第12号](#)発行
- 5月23日 第36回書記局会議開催
- 5月16日 第35回書記局会議開催
- 5月11日 学長の組合執行委員長宛文書「3月-4月期の異常な事態の是正改善について(回答)」
- 5月11日 学長の組合執行委員長宛文書「2006年度賃金要求・待遇改善要求の確認事項について(回答)」
- 5月11日 第10回執行委員会開催([組合ニュース第12号](#)に詳細記事)
- 5月9日 第34回書記局会議開催
- 5月2日 第33回書記局会議開催
- 4月26日 申し入れ「[「移行期における教員の授業負担コマ数の増加について」申し入れ](#)」
- 4月25日 第32回書記局会議開催
- 4月18日 第13回安全衛生委員会開催
- 4月18日 第31回書記局会議開催
- 4月17日 [kahansu通信第46号](#)発行

- 4月17日 申し入れ「[就業規則、給与規程の周知義務違反について](#)」
- 4月17日 申し入れ「[3月－4月期の異常な事態の是正改善について\(申し入れ\)](#)」
- 4月14日 [kahansu通信第45号](#)発行
- 4月13日 申し入れ「[2006年度賃金要求・待遇改善要求の確認事項について](#)」
- 4月12日 [kahansu通信第44号](#)発行
- 4月11日 労働者過半数代表の学長宛文書「[大阪外国語大学職員給与規程の一部改正等についての意見書](#)」
- 4月11日 [組合ニュース第11号](#)発行
- 4月11日 [kahansu通信第43号](#)発行
- 4月11日 第30回書記局会議開催
- 4月7日 [kahansu通信第42号](#)発行
- 4月6日 第9回執行委員会開催([組合ニュース第11号](#)に詳細記事)
- 4月3日 労使協定「時間外労働及び休日労働に関する協定書」
- 4月3日 労使協定「時間外労働及び休日労働に関する協定についての協議内容確認書」
- 4月3日 [組合メールマガジン 2005年度第10号](#)発行
- 4月1日 団体交渉
- 3月31日 団体交渉
- 3月31日 申し入れ「[事務補佐員の雇い止めは解雇権の濫用に当たる\(通告\)](#)」
- 3月29日 団体交渉
- 3月29日 第29回書記局会議開催
- 3月28日 [kahansu通信第41号](#)発行
- 3月28日 団体交渉
- 3月22日 申し入れ「[「高年齢者雇用安定法」の改正に伴う労使協定について](#)」
- 3月22日 申し入れ「[2006年度賃金要求・待遇改善要求について\(再申し入れ\)](#)」
- 3月20日 [kahansu通信第40号](#)発行
- 3月20日 [組合メールマガジン 2005年度第9号](#)発行
- 3月20日 「阪大との統合についての学内投票」結果の公表および学長との面談
- 3月20日 臨時執行委員会開催
- 3月17日 [組合メールマガジン 2005年度第8号](#)発行
- 3月17日 「阪大との統合についての学内投票」実施

- 3月16日 組合送別会開催
- 3月15日 団体交渉
- 3月14日 [第12回安全衛生委員会](#)開催
- 3月14日 申し入れ「[2006年度賃金要求・待遇改善要求について](#)」
- 3月14日 [組合メールマガジン 2005年度第7号](#)発行
- 3月14日 第28回書記局会議開催
- 3月13日 阪大書記局との懇談会開催
- 3月12日 [組合ニュース第10号](#)発行
- 3月12日 [kahansu通信第39号](#)発行
- 3月10日 [組合メールマガジン 2005年度号外](#)発行
- 3月10日 申し入れ「[個別呼び出しに対する抗議](#)」
- 3月9日 第8回執行委員会開催([組合ニュース第10号](#)に詳細記事)
- 3月7日 第27回書記局会議開催
- 3月6日 学長の労働者過半数代表宛文書「時間外労働及び休日労働についての説明について(回答)」
- 2月28日 学長の組合執行委員長宛文書「平成18年度賃金問題について(回答)」
- 2月28日 団体交渉
- 2月28日 第26回書記局会議開催
- 2月28日 [統合問題を語り合うお弁当デー](#)開催
- 2月25日 [kahansu通信第38号](#)発行
- 2月21日 [第11回安全衛生委員会](#)開催
- 2月21日 第25回書記局会議開催
- 2月20日 [組合ニュース第9号](#)発行
- 2月20日 [kahansu通信第37号](#)発行
- 2月17日 申し入れ「[平成18年度賃金問題について](#)」
- 2月17日 申し入れ「[時間外労働及び休日労働についての説明](#)」
- 2月16日 第7回執行委員会開催([組合ニュース第9号](#)に詳細記事)
- 2月10日 [kahansu通信第36号](#)発行
- 2月9日 [kahansu通信第35号](#)発行
- 2月9日 申し入れ「[所謂若手教員対象の説明会で提出された疑問に対する回答の申し入れ\(再度\)](#)」
- 2月9日 申し入れ「[再編統合に関する全学説明会の申し入れ](#)」
- 2月7日 第24回書記局会議開催
- 2月3日 学長の組合執行委員長宛文書「[所謂若手教員対象の説明会で提出された疑問に対する回答の申し入れ](#)」及び「[移籍希望調査の取り扱いについて](#)」について(回答)」

- 1月31日 第23回書記局会議開催
- 1月27日 [kahansu通信第34号](#)発行
- 1月27日 申し入れ「[所謂若手教員対象の説明会で提出された疑問に対する回答の申し入れ](#)」
- 1月27日 申し入れ「[移籍希望調査の取り扱いについて](#)」
- 1月26日 [kahansu通信第33号](#)発行
- 1月26日 [kahansu通信第32号](#)発行
- 1月24日 第22回書記局会議開催
- 1月23日 [kahansu通信第31号](#)発行
- 1月23日 申し入れ「[移籍希望調査の中断を求める](#)」
- 1月23日 申し入れ「[所謂「若手教員」対象の説明会に対する申し入れ](#)」
- 1月23日 [kahansu通信第30号](#)発行
- 1月20日 [kahansu通信第29号](#)発行
- 1月20日 申し入れ「[統合問題に関する「学長懇談会」の申し入れ](#)」
- 1月20日 [kahansu通信第28号](#)発行
- 1月19日 第6回執行委員会開催
- 1月18日 申し入れ「[統合問題に関する学内合意形成の方法についての申し入れ](#)」
- 1月18日 学長の組合執行委員長宛文書「12月20日付けの照会事項について(回答)」
- 1月17日 [第10回安全衛生委員会](#)開催
- 1月13日 新春組合集会開催
- 1月12日 [kahansu通信第27号](#)発行
- 1月12日 第6回執行委員会開催
- 1月10日 第20回書記局会議開催
- 1月8日 [kahansu通信第26号](#)発行
- 1月6日 第19回書記局会議開催

## 2005年

- 12月22日 [kahansu通信第25号](#)発行
- 12月22日 申し入れ「[統合問題に関する「学長懇談会」の申し入れ](#)」
- 12月21日 [kahansu通信第24号](#)発行
- 12月21日 [kahansu通信第23号](#)発行
- 12月21日 学長の組合執行委員長宛文書「12月2日付け文書による質問について(回答)」
- 12月20日 [第9回安全衛生委員会](#)開催

- 12月20日 申し入れ「[団体交渉項目の整理などの申し入れ](#)」
- 12月20日 申し入れ「[平成17年度給与改定」労基署届け出への抗議について](#)」
- 12月20日 申し入れ「[統合に際しての教育・労働条件に関する要望書](#)」
- 12月20日 申し入れ「[移籍希望調査の結果の取り扱いについて](#)」
- 12月15日 [kahansu通信第22号](#)発行
- 12月15日 [組合ニュース第8号](#)発行
- 12月15日 申し入れ「[移籍希望調査の結果について](#)」
- 12月15日 学長の組合執行委員長宛文書「大学執行部への公開質問状について」
- 12月10日 組合レクリエーション小旅行開催
- 12月9日 [組合メールマガジン2005年度第6号](#)発行
- 12月9日 申し入れ「[移籍希望調査について](#)」
- 12月8日 第5回執行委員会開催([組合ニュース第8号](#)に詳細記事)
- 12月8日 第16回書記局開催
- 12月7日 第15回書記局開催
- 12月5日 [kahansu通信第21号](#)発行
- 12月5日 「[大学当局に対する重大な懸念:「阪大側連絡協議委員による説明会」\(12月6日\)開催プロセスについて](#)」(書記局)
- 12月2日 [kahansu通信第20号](#)発行
- 12月2日 [kahansu通信第19号](#)発行
- 12月2日 申し入れ「[今年度\(2005年度\)の賃金改定に関する確認事項について\(回答\)](#)」並びに「[今年度\(2005年度\)の賃金改定に関する質問事項について\(回答\)](#)」への質問」
- 12月1日 [kahansu通信第18号](#)発行
- 11月29日 学長の組合執行委員長宛文書「今年度(2005年度)の賃金改定に関する確認事項について(回答)」
- 11月29日 学長の組合執行委員長宛文書「今年度(2005年度)の賃金改定に関する質問事項について(回答)」
- 11月29日 [kahansu通信第17号](#)発行
- 11月29日 申し入れ「[平成17年度給与改定による職員給与改正にかかる意見聴取について](#)」
- 11月29日 [kahansu通信第16号](#)発行
- 11月29日 申し入れ「[大学執行部への公開質問状](#)」
- 11月29日 申し入れ「[再編統合問題に関する組合の見解](#)」
- 11月29日 第14回書記局開催
- 11月28日 [kahansu通信第15号](#)発行

- 11月28日 申し入れ「[今年度\(2005年度\)の賃金改定について](#)」
- 11月28日 第13回書記局開催
- 11月24日 「[再編統合問題に対する組合の立場](#)」(書記局)
- 11月24日 [kahansu通信第14号](#)発行
- 11月22日 「平成17年度における給与改定の実施についての考え方と方針」
- 11月22日 第12回書記局会議開催
- 11月21日 申し入れ「[平成17年度給与改定による職員給与改正にかかる意見聴取について](#)」
- 11月21日 [組合ニュース第7号](#)発行
- 11月18日 [kahansu通信第13号](#)発行
- 11月17日 第4回執行委員会開催([組合ニュース第7号](#)に詳細記事) 11月17日 学長の労働者過半数代表者宛文書「[平成17年度給与改定による職員給与規程改正にかかる意見について\(依頼\)](#)」
- 11月16日 [kahansu通信第12号](#)発行
- 11月15日 [kahansu通信第11号](#)発行
- 11月15日 第11回書記局会議開催
- 11月15日 [第8回安全衛生委員会](#)開催
- 11月14日 総務課長提示「[大阪外国語大学における給与改定について](#)」
- 11月14日 学長面談(組合—大学執行部)
- 11月11日 第10回書記局会議開催
- 11月8日 第9回書記局会議開催
- 11月4日 [kahansu通信第10号](#)発行
- 11月4日 [組合ニュース第6号](#)発行
- 11月1日 第8回書記局会議開催
- 10月31日 [kahansu通信第9号](#)発行
- 10月27日 第3回執行委員会([組合ニュース第6号](#)に詳細記事)
- 10月27日 [kahansu通信第8号](#)発行
- 10月27日 「[団体交渉事項の整理](#)」
- 10月25日 第7回書記局会議開催
- 10月25日 申し入れ「[統合問題に関する「学長懇談会」の申し入れ](#)」
- 10月24日 [kahansu通信第7号](#)発行
- 10月21日 [kahansu通信第6号](#)発行
- 10月20日 **【再編統合】緊急集会**
  - 当日配付資料「[平成16年度大阪外国語大学財務分析に関する報告](#)」
  - 「[緊急集会の自由討論\(報告\)](#)」(2005.10.31)

- 10月18日 第6回書記局会議開催
- 10月18日 [第7回安全衛生委員会](#)開催
- 10月17日 [組合ニュース第5号](#)発行
- 10月13日 第2回執行委員会開催([組合ニュース第5号](#)に詳細記事)
- 10月11日 第5回書記局会議開催
- 10月11日 [kahansu通信第5号](#)発行
- 10月4日 第4回書記局会議開催
- 10月3日 [kahansu通信第4号](#)発行
- 9月30日 入試予備交渉
- 9月29日 [kahansu通信第3号](#)発行
- 9月29日 書記局と再編統合専門委員会合同会議
- 9月27日 [kahansu通信第2号](#)発行
- 9月26日 [組合ニュース<速報版>](#)発行
- 9月26日 [組合ニュース第4号](#)発行
- 9月26日 申し入れ「[統合問題に関する「意見聴取」について](#)」
- 9月26日 第3回書記局会議開催
- 9月21日 労使覚書「[平成17年度個別学力検査業務に係る職員の勤務条件に関する覚書](#)」
- 9月21日 労使覚書「[使用者と教職員組合との協議概要](#)」
- 9月20日 [第6回安全衛生委員会](#)開催
- 9月16日 [組合メールマガジン 2005年度第5号](#)発行
- 9月15日 申し入れ「[下記の事項について団体交渉を申し入れます](#)」
- 9月15日 [組合ニュース\(速報\)](#)発行
- 9月15日 入試予備交渉
- 9月13日 [kahansu通信第1号](#)発行
- 9月13日 書記局と学長との面談
- 9月12日 [組合ニュース第3号](#)発行
- 9月12日 [組合ニュース<速報版>](#)発行
- 9月12日 入試予備交渉
- 9月8日 第1回執行委員会開催([組合ニュース第3号](#)に詳細記事)
- 9月6日 第2回書記局会議開催
- 8月24日 申し入れ「[「時間外労働及び休日労働に関する協定書」の不履行について](#)」
- 8月23日 [組合メールマガジン 2005年度第4号](#)発行
- 8月22日 キャンパスクリーンデーについて交渉

大学の回答

1. キャンパスクリーンデーは自発的な意志によるボランティアでの参加であり、義務ではない。趣旨が周知徹底していないことは問題なので、自由参加という趣旨が徹底するような形で連絡してもらおう。
2. 組合が指摘する健康上問題があるような実施方法は、改めていかなければならないし、組合の指摘は当然だと考える。
3. 今後の実施計画の再検討、キャンパスクリーンデー継続の可否、実施方法の改善(毎月同じような形でやる必要があるのか)等について検討してもらおう。

- 8月17日 人事院勧告特集号配布
- 8月17日 [学長への面談を申し入れ](#)
- 8月17日 [組合ニュース第2号](#)発行
- 8月15日 [キャンパスクリーンデー廃止の申し入れ](#)
- 8月12日 [組合ニュース第1号](#)発行
- 8月9日 2005年度第1回書記局会議開催
- 8月9日 [第5回安全衛生委員会](#)開催
- 8月8日 [組合メールマガジン 2005年度第3号](#)発行
- 8月5日 [組合メールマガジン 2005年度第2号](#)発行
- 8月4日 2005年度第1回団体交渉開催

組合事務室利用に関する光熱水費、裁量労働制における勤務状況の把握方法及び事務補佐員に対する夏季特別休暇の付与に関する文書に調印

○ 「[労使協議概要確認書](#)」

- 8月3日 [組合メールマガジン 2005年度第1号](#)発行
- 8月1日 申し入れ「[労働者過半数代表者の交代について](#)」
- 8月1日 過半数代表選出のための同意書の集計結果と信任投票の結果を公表：「[「過半数代表者選出同意書」へのご署名ありがとうございます](#)」(書記局)
- 7月29日 学長の組合執行委員長宛文書「事務補佐員への特別休暇(夏期休暇)付与について(回答)」
- 7月23日 2005年度定期総会開催

## 付録 2 : 2005年度統合問題の流れと組合の活動

[「移行期における教員の授業負担コマ数の増加について」申し入れ](#) (2006年4月26日)

申し入れ「[3月－4月期の異常な事態の是正改善について\(申し入れ\)](#)」(2006年4月17日)

3月末から4月はじめにかけて、大学設置審議会に提出する書類作成のため、急遽多方面のワーキンググループが作られ、教員、事務系職員とも深夜にも及ぶ業務に従事せざるをえなかった。組合は、明らかに三六協定に違反する労働実態であるとして抗議し、改善を勧告した。

4月6日 阪大総長との懇談会

阪大総長および阪大連絡協議会委員2名が来て、教職員と“懇談会”を行った。しかし“懇談会”の名とはうらはらに、阪大側からは外大執行部の協議のあり方などへの厳しい批判があり、その後教員らから外大執行部への批判意見が相次ぎ、議場は大きく混乱するという異常な展開となった。

3月20日 臨時教授会が開かれ、学長から新外国語学部の基本方針について説明がなされた。若干の質疑のあと、学長は方針が承認されたものとし、それを根拠として23日には阪大総長と「統合推進合意書」を締結した。実質的に両大学の統合は決定したとされ、同日各マスコミで報じられた。

3月10日～17日 統合についての学内投票

全教職員を対象にメールによって行なった。投票では「現行の統合案で現段階で統合することに賛成または反対」を問うた。結果は、総数96票、賛成21票、反対64票、白紙11票。結果は、3月20日の臨時教授会の前に、すべての意見とともに執行委員長から学長に手渡した。

[阪大との再編統合についての投票へのお願い](#) (組合メールマガジン 2005年度号外, 2006年3月10日)

この頃、学長は教員個人々人に対し、移籍先の決定を口頭で告げた。本人の希望にそぐわないケースがいくつもあり、不服を訴えた教員らは個人または集団で当局と交渉を行なった。学長は「人事権は最終的に役員会が持つ」ことを繰り返し強調し、結果として構成員の希望は聞き入れられなかった。

申し入れ「[個別呼び出しに対する抗議](#)」(2006年3月10日)

3月2日の説明・意見交換会で当局の方針に反対または懐疑的な意見を述べた構成員に対して、後日、学長、副学長が個別に呼び出して意見を聞くということがあった。組合はこの

当局の対応に対し、学内の自由な言論を抑圧するものとして強く批判し、全体の場でより丁寧な意見聴取を行うことを求めた。

[私たちが見る統合問題をめぐる現状](#) (kahansu通信2005年度第38号, 2006年2月25日)

[緊急に学長との面談をおこないました](#) (kahansu通信2005年度第37号, 2006年2月20日)

申し入れ「[所謂若手教員対象の説明会で提出された疑問に対する回答の申し入れ\(再度\)](#)」

(2006年2月9日)

申し入れ「[再編統合に関する全学説明会の申し入れ](#)」(2006年2月9日)

「[所謂若手教員対象の説明会で提出された疑問に対する回答の申し入れ](#)」及び「[移籍希望調査の取り扱いについて](#)」について(回答)(学長の組合執行委員長宛文書, 2006年2月3日)

申し入れ「[移籍希望調査の取り扱いについて](#)」(2006年1月27日)

当局は当初「今回の移籍希望調査は、これで決定というものではない」と言明しながら、調査締め切りの翌日になって「最後ではないまでも、最終段階に近いものである」と訂正を行った。このような態度は学内の不安感と疑念を噴出させ、これに対し組合から抗議を行った。

申し入れ「[所謂若手教員対象の説明会で提出された疑問に対する回答の申し入れ](#)」(2006年1月27日)

[所謂「若手教員対象の説明会」の報告](#) (kahansu通信2005年度第33号, 2006年1月26日)

[学長面談の報告](#) (kahansu通信2005年度第31号, 2006年1月25日)

申し入れ「[移籍希望調査の中断を求める](#)」(2006年1月23日)

申し入れ「[所謂「若手教員」対象の説明会に対する申し入れ](#)」(2006年1月23日)

学内でなかなか積極的な意見を聞く機会がない若手教員を対象に、忌憚のない意見交換の場を作ることを当局に求めた。25日に開催された会では、出席者全員が意見を述べ、統合への疑問や当局のやり方に対する批判が相次いだ。

申し入れ「[統合問題に関する「学長懇談会」の申し入れ](#)」(2006年1月20日)

1月19日 当局は、阪大のすべての文系研究科の科長および協議会メンバートップを外大に招き、全教員を対象に説明会を行った。各研究科の概要が5分程度ずつ紹介され、簡単な質疑応答があった。この直後に二度目の移籍希望調査を実施した。

申し入れ「[統合問題に関する学内合意形成の方法についての申し入れ](#)」(2006年1月18日)

申し入れ「[統合問題に関する「学長懇談会」の申し入れ](#)」(2005年12月22日)

共同通信報道「[07年10月統合めどに協議 大阪大と大阪外国語大](#)」(he-forum9564, 2005年12月21日)

朝日新聞報道「[阪大と大阪外大が統合へ 大外大は外国語学部に](#)」(asahi.com, 2005年12月)

21日)

この頃までに、「多文化共生研究科」案は消滅し、人間科学研究科の一講座の位置づけに。また言語社会研究科は大幅にスリム化され、地域文化学科教員の過半数が「世界言語研究センター」に移籍する、言語社会研究科は阪大の言語文化研究科と同組織になる案がほぼまとまる。

申し入れ「[統合に際しての教育・労働条件に関する要望書](#)」(2005年12月20日)

当局が構成員全員の労働条件について最低限の保障を確認することなしに、統合に合意することはあってはならないと申し入れた。具体的には、各研究科の教員定員や学生定員、教育条件、教職員の配置について本人の同意を得ること、事務補佐員を継続雇用することなど。

申し入れ「[移籍希望調査の結果の取り扱いについて](#)」(2005年12月20日)

大学執行部への公開質問状について (学長の組合執行委員長宛文書, 2005年12月15日)

申し入れ「[移籍希望調査の結果について](#)」(2005年12月15日)

申し入れ「[移籍希望調査について\(反対の申し入れ\)](#)」(2005年12月9日)

12月6日 当局は阪大側連絡協議会委員を招いての説明会を開催。その直後に、教員全員を対象に移籍希望調査を実施。その結果については「個人情報」として公開を拒否。

11月30日 [学長面談](#) (kahansu通信2005年度第19号)

執行部は、この時点で阪大と合意した点として、地域文化研究科(仮称)を再編設置すること、阪大言語文化研究科との合体の可能性を協議すること、独立研究科の可能性を協議して行くこと、教員の意思に反する移籍は行わないことの4つをあげた。公開質問状について学長は口頭回答として「学内構成員の合意形成がなければ統合はありえない」という趣旨の発言を繰り返した。組合からは、「時間がない」「相手があつてのこと」などの言い訳で合意形成を怠ってはならないこと、また多くの人には分からない事情によって突然執行部の政策が大きく変化するようなことがあってはならないと訴えた。

申し入れ「[大学執行部への公開質問状](#)」(2005年11月29日)

申し入れ「[再編統合問題に関する組合の見解](#)」(2005年11月29日)

統合案は、国際文化学科の解体と夜間主コースの廃止のみならず、言語社会研究科の縮小(と多文化共生研究科案)によって地域文化学科をも分断するものとなった。また、当局は、学部と研究科の教育体制について全体的構想を欠いたまま、個々の教員に対して移籍希望を募り始めた。

「[再編統合問題に対する組合の立場](#)」の発表(組合, 2005年11月24日)

情報開示の充実化、教職員の意見交換の場の保障によって、すべての構成員に十分な情報

が開示され、その意見が十分に配慮されなければならないことを訴えた。

[学長面談\(2005年11月14日\)の報告](#) (組合, 2005年11月15日)

学長は阪大との統合の決定にあたり、「強行突破をするつもりはない」と明言。

[11月10日に大学が再編統合説明会を開きます](#) (kahansu通信2005年度第10号, 2005年11月4日)

[緊急集会の自由討論 ～みなさんの意見を紹介します～](#) (組合, 2005年10月31日)

[平成16年度大阪外国語大学財務分析に関する報告](#) (組合, 2005年10月27日)

申し入れ「[統合問題に関する「学長懇談会」の申し入れ](#)」 (組合, 2005年10月25日)

[大阪大学との再編統合協議に関する要望書](#) (国際文化学科から学長宛, 2005年10月24日)

[神戸商船大学の統合についてのお話](#) (組合, 2005年10月24日)

組合主催「[統合について考える緊急集会](#)」開催 (2005年10月20日)

50名を越える参加者が夜遅くまで集い、統合問題を議論。第1部では、元神戸商船大の永田進一先生から神戸大との統合の際に起こった問題を紹介。第2部では、集会に参加くださった方全員が現在の統合話に対する問題意識を率直に語りあった。集会の内容は、「神戸商船大の統合」「大学の財務再分析」「参加者の意見集」として、後日構成員に配布した。

[大阪外国語大学の財務状況説明会の概要](#) (大学, 2005年10月11日)

[再編統合に関する「緊急の意見聴取」の内容と意見を紹介します](#) (kahansu通信2005年度第2号, 2005年9月27日)

[国際文化学科各専攻主任の意見聴取\(公式\)の状況報告](#) (組合, 2005年9月26日)

申し入れ「[統合問題に関する「意見聴取」について](#)」 (組合, 2005年9月26日)

[学長の「意見聴取」に関して](#) (組合, 2005年9月12日)

2005年9月12日 当局は、急遽統合に関する新案を示した。2学部3研究科という当初の見込みが大きく変えられ、地域文化学科は保持、国際文化学科は解体し、また夜間主を廃止し定員の大部分を阪大に譲渡するという内容であった。専攻別に教員を呼び出して説得し、特に国際の強い反対を押し切って、翌13日には阪大との連絡協議会でこれを「外大案」として示した。

[再編統合問題の現状と課題](#) (組合, 2005年7月23日)